

令和 7 年度
成瀬皆瀬国営施設応急対策事業

皆瀬ダム取水施設に係る水質調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局 平鹿平野農業水利事業所

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1－1 条 令和 7 年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設に係る水質調査業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第 1－2 条 本業務は、成瀬皆瀬国営施設応急対策事業の一環として建設する皆瀬ダム取水施設の施工時における河川環境への負荷軽減対策に資するため、水質調査を実施するものである。

(場所)

第 1－3 条 業務場所は、秋田県湯沢市皆瀬字真坂地先他で別紙－ 1 に示すとおりである。

(土地の立ち入り等)

第 1－4 条 作業実施のための土地立ち入り等は共通仕様書第 1－16 条によるが、土地の踏み荒らし等を行わないよう十分留意し作業を実施するものとする。

(管理技術者)

第 1－5 条 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	農業	農業農村工学 農村地域・資源計画 農業土木 農村環境
	環境	環境保全計画
	建設	建設環境
	総合技術監理部門	農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画 農業－農業土木 農業－農村環境 環境－環境保全計画 建設－建設環境
博士	農学 環境学	
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木 建設環境	

2 別紙－ 2 に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告すること。

(担当技術者)

第 1－6 条 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－7 条 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1－8 条 受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(一般事項)

第 2－1 条 業務請負契約書及び共通仕様書に記載されている以外の一般的事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連携をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出をもとめたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(参考図書)

第 2－2 条 本業務作業の参考とする図書は共通仕様書第 2－1 条によるほか、次表によるものとする。

名称	発行所	制定(改訂)
河川水質調査要領(案)・同 参考資料	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課	令和 6 年 8 月

(貸与資料)

第 2－3 条 本業務における貸与資料は次表のとおりとする。

貸 与 資 料		数 量
令和 2 年度成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 令和 3 年度成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 令和 4 年度成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 令和 5 年度成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 令和 6 年度成瀬皆瀬国営施設応急対策事業	皆瀬ダム取水施設他環境調査業務 皆瀬ダム取水施設に係る水質調査業務 皆瀬ダム取水施設に係る水質調査業務 皆瀬ダム取水施設に係る水質調査業務 皆瀬ダム取水施設に係る水質調査業務	1 部

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2－4 条 第 2－2 条及び 2－3 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は作業時点の最新版を用い、作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、下表のとおりである。なお、詳細は別紙-3【作業項目内訳表】に示すものとする。

作業項目	数量	備考
1. 現地踏査	1式	
2. 計画準備	1式	
3. 水質調査	90回	
4. 調査結果とりまとめ	1式	

（作業の留意点）

第3-2条 業務上特に留意する点は、次のとおりである。

- (1) 水質調査の調査箇所は、別紙-1の水質調査位置図のとおりである。
調査の実施時期は、4月～翌年3月（12ヵ月間）までとし、調査回数は月1日（5回／日）とする。
また、6月～9月の間は降雨後の出水時、10月～翌年3月の間は貯水に変化があった場合の調査をそれぞれ3日（5回／日）の計6日行うものとする。
採水方法、適用する分析方法については、業務計画打合せ時に監督職員と決定するものとする。
水質分析は資格者によるものとし、計量法にもとづく計量証明書または、同証明書相当の記載による分析結果報告書によるものとする。
水質分析は以下の項目とする。
 - ・ pH（水素イオン濃度）
 - ・ COD（化学的酸素要求量）
 - ・ BOD（生物化学的酸素要求量）
 - ・ SS（浮遊物質）
 - ・ DO（溶存酸素量）
 - ・ EC（電気伝導度）
- (2) 貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 特に留意する点がある場合には、調査報告書に明記するものとする。
- (4) 受注者は、業務実施中に疑義を生じた場合は速やかに監督職員の指示を受けなければならない。
- (5) 受注者は業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例を順守し、作業の安全を図らなければならない。

（業務の成果品質確保対策）

第3-3条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の作業方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに建設所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員が、作業方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④作業変更内容
- ⑤その他

2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに建設所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、作業条件や留意点、関連事業の情報、作業方針の明確化等、情報共有を図る。

(3) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

（業務写真における黑板情報の電子化）

第3-4条 黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に写真撮影における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

(1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

(2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承認を得なければならない。

3 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL（<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手段階

第2回 中間打合せ(12月調査終了時点)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙-2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体(CD-R等)正副2部
2. 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県横手市平鹿町浅舞字蔀沼315-1

東北農政局 平鹿平野農業水利事業所 成瀬皆瀬農業水利事業建設所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

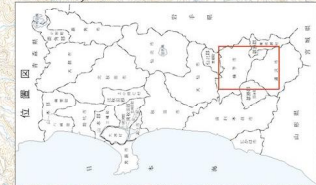
- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等対外的協議等により作業項目等に変更が生じた場合
- (6) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

水質調査位置図



①皆瀬ダム

皆瀬川

②菅生橋付近 (皆瀬川)
(ダム下流約5km)

菅生橋

③戸波橋付近 (皆瀬川)
(ダム下流約20km)

戸波橋

④成瀬川橋付近 (成瀬川)

成瀬川

⑤岩崎橋付近 (皆瀬川)
(成瀬川の合流後)

岩崎橋

③戸波橋付近 (皆瀬川)
(ダム下流約20km)

戸波橋

④成瀬川橋付近 (成瀬川)

成瀬川

⑤岩崎橋付近 (皆瀬川)
(成瀬川の合流後)

岩崎橋

②菅生橋付近 (皆瀬川)
(ダム下流約5km)

菅生橋

③戸波橋付近 (皆瀬川)
(ダム下流約20km)

戸波橋

④成瀬川橋付近 (成瀬川)

成瀬川

⑤岩崎橋付近 (皆瀬川)
(成瀬川の合流後)

岩崎橋



②菅生橋付近 (皆瀬川)
(ダム下流約5km)

菅生橋

③戸波橋付近 (皆瀬川)
(ダム下流約20km)

戸波橋

④成瀬川橋付近 (成瀬川)

成瀬川

⑤岩崎橋付近 (皆瀬川)
(成瀬川の合流後)

岩崎橋

⑤岩崎橋付近 (皆瀬川)
(成瀬川の合流後)

岩崎橋

令和7年度

事業名	成瀬皆瀬国営施設応急対策事業		
業務名	皆瀬ダム取水施設に係る水質調査業務		
図面名称	水質調査位置図		
番号		縮尺	図示
契約区分			

凡例	施設計画
取水施設	●
用水路 (0.0 分)	0.0 分
既設利用	0.0 分
頭首工	0.0 分
用水路 (0.0 分)	0.0 分
用水路 (0.0 分)	0.0 分
受益地	0.0 分

○数字: 水質調査位置

別紙－ 2

(割合)

次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった、同表 A～D（測量の場合は A～C）までに掲げる額の合計額に一括計上価格を加えた額（万円未満切り捨て）に 100 分の 110 を乗じて得た額に予定価格で除して得た割合とする。ただし、建設コンサルタント（土木関係のもの）については、割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとし、測量にあっては、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	－
建設コンサルタント （土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じてえた額	一般管理費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

別紙－ 3

【作業項目内訳表】設計業務（水質調査）

項目	内容	数量
1. 現地踏査	調査地点及び周辺状況の踏査を行う。	1 式
2. 計画準備	業務の目的・趣旨の把握と業務内容を把握し、調査時期・位置・方法等を検討し、業務方針を立案して業務計画書を作成する。	1 式
3. 調査結果とりまとめ	調査結果についてとりまとめ、報告書を作成する。	1 式

【作業項目内訳表】測量業務（水質調査）

項目	内容	数量
1. 水質調査 1－1. 現地調査（採水）	別紙－ 1 水質調査位置図に示すダム、河川の水質分析を行うための採水を 4 月～翌年 3 月までの間に月 1 日（5 回／日）行う。 また、6 月～9 月の間は降雨後の出水時、10 月～翌年 3 月の間は貯水に変化があった場合の調査をそれぞれ 3 日（5 回／日）の計 6 日行うものとする。 採水時の気温、水温、写真、河川状況（水質に関連する事項）について記録するものとする。	90 回
1－2. 水質分析	採取した試料について水質分析（pH, COD, BOD, SS, DO, EC）を行う。	1 式